



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

社会福祉法人が提供する介護サービス利用料を軽減します

市に申し出があった社会福祉法人が提供する介護サービス利用料が軽減される「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を申請により交付します。

現在お持ちの「確認証」は6月30日(火)で期限が切れますので、再度申請が必要です。

対象▼次の項目すべてを満たし、収入や世帯状況などから生計が困難であると認められたかた

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・年間収入が、単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)以下
- ・預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下
- ・日常生活に使っている資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力がある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

対象サービス

■在宅：訪問介護(ホームヘルパー)、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)、夜間対応型訪問介護(介護予防サービス費を含みません)、認知

症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

■施設：特別養護老人ホーム

軽減割合対象サービスすべての利用者負担額の25%。ただし、老齢福祉年金受給者は50%。なお、生活保護受給者は、短期入所生活介護(在宅)と特別養護老人ホーム(施設)の居住費(滞在費)の全額が軽減されます

申し込み

介護保険課(市福祉棟2階)にある申請書と課税状況の調査への同意書、収入状況等申告書に必要事項を書いて、収入・資産・預貯金や扶養状況を確認できる書類などと一緒と同課へご提出ください。同意書には世帯全員の同意と押印が必要です

●問い合わせ 介護保険課企画・給付担当 ☎(866)2069

後期高齢者医療保険料が均等になるよう特別徴収額を調整します

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。収入の変動などで仮徴収額と本徴収額の差が大きいかたは、このまま今年度の仮徴収を行うと、仮徴収額と

本徴収額に偏りが生じます。

そのため、1年を通じて保険料額が均等になるよう6月と8月の特別徴収額を調整(平準化)します。対象となるかたへ、通知書を6月上旬に郵送しますのでご確認ください。

なお、口座振替や納付書で納付しているかたはこれまでと変わりません。

対象後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付しているかた。4月の仮徴収額と平準化実施前後の6月(8月も同額)の保険料の差が、千円未満の場合は対象になりません

●問い合わせ 後期高齢医療課 ☎(866)2513

年金支給日の還付金詐欺にご注意を！

市役所など公的機関の職員を名乗り、「還付金がある」と電話をかけ、ATM(現金自動預払機)を操作させて、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。

特に、年金支給日である偶数月(2・4・6・8・10・12月)の15日前後に増加する傾向がありますので、ご注意ください。市では、還付のためにスーパやコンビニなどのATMに案内し、操作させることはありません。不審に思ったときや困ったとき

は、市民相談センターへご相談ください。 ☎(866)2016

ボランティア活動助成金を活用ください

秋田市内で1年以上の活動実績があり年5回以上活動しているボランティア団体(会員10人以上)を対象に、活動助成金の申し込みを6月30日(火)まで受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(862)7445

施設の臨時休館と自動交付機の休止

6月13日(土)午前9時～正午、電気設備点検のため北部市民SCが臨時休館します
自動交付機(住民票の写しなどを発行)も利用できません。子育て交流ひろばは、午後1時から開館します。

☎(845)2261

6月17日(水)、市役所本庁と北部市民SCにある自動交付機が、定期点検のため利用できません
時間は左記のとおりです。
市役所本庁舎▶午前9時～午後1時(2台のうち1台は利用可)
北部市民SC▶午前9時～11時

市民課 ☎(866)2018

秋田市職員採用試験 (大学卒業程度・司書)



必ず、下記の配布場所にある受験案内書に従い手続きしてください。

受験案内書は、市ホームページからもダウンロードできます。<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ps/>

実施日 7月26日(日)

会場 秋田会場…秋田大学一般教育2号館
東京会場…都市センターホテル(千代田区)
※東京会場では消防の試験は行いません。

試験方法 一般教養試験(全員)、専門試験(行政A、土木、建築、電気、機械、化学、農業)、論文(全員)、自己PR試験(行政B)

一次試験

採用予定人数

行政A▶22人、行政B▶3人、土木▶8人、
建築▶1人、電気▶4人、機械▶3人、
化学▶1人、農業▶3人、消防▶8人
司書▶1人

受験資格 昭和61年4月2日(消防は昭和63年4月2日)～平成6年4月1日生まれのかた、または平成6年4月2日以降生まれで、平成28年3月31日までに大学を卒業(見込み)するかた

*「司書」を受験する場合は、司書資格(取得見込みも可)が必要です。

大学卒業程度・司書

■受験案内書の配布場所

消防以外▶市役所1階総合案内、人事課(3階)、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民S C、アルヴェ駅前S C、秋田市東京事務所

消防▶消防本部総務課、各消防署・分署・出張所、秋田市東京事務所

■受験申込 6月15日(月)から26日(金)までに人事課へ、消防は消防本部総務課へお申し込みください

■問 人事課☎(866)2012、消防本部総務課☎(823)4000

*このほか、獣医師・薬剤師試験などを行います。詳しくは市ホームページ、または今後の広報あきたをご覧ください。

秋田市の人口 平成27年5月1日現在

●人口▶317,236人(939) …4月分 出生▶192人
・男▶149,178人(558) 死亡▶275人
・女▶168,058人(381) 転入▶1,999人
*1年前の人口▶319,267人 転出▶977人
●世帯▶135,588世帯(958) ()内は前月比

国保の日帰り人間ドック 受診者を追加募集

秋田市国民健康保険の「日帰り人間ドック」受診者を、70人程度追加募集します。医療機関により受け入れ人数が異なります。人間ドックと特定健康診査の両方は受診できません。どちらを受診するか検討のうえ、お申し込みください。申込多数の場合は、抽選となります。

対象▶秋田市国保加入者で、次の①～③のすべてを満たすかた
①来年3月31日時点で35歳以上
②今年6月までの加入月数が通算12か月以上
③国保税を完納している
申込日時▶6月25日(木)・26日(金)、午前8時30分～午後5時15分
申込場所▶特定健診課(市役所山王別館1階)
持ち物▶国保被保険者証
ドックの実施医療機関▶市立秋田総合病院、中通健康クリニック、

秋田県総合保健センター、秋田赤十字病院、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター
自己負担額▶ドック受診料の3割と受診料の消費税相当額
●問い合わせ
特定健診課☎(866)8903
児童手当現況届の提出は6月30日(火)まで
中学3年生(15歳になった後、最初の年度末)までのお子さんを

養育しているかたに、児童手当が支給されます。
児童手当を受けているかたには、6月上旬に「現況届」の用紙を送付します。これは、6月以降も引き続き児童手当を受ける要件があるかを確認するもので、提出がない場合は6月分以降の支給を停止します。
なお、今年度は現況届と子育て世帯臨時特例給付金申請書が兼ねていますので、記入漏れがないようご確認ください。
提出先(いずれも平日)
子ども総務課(市役所3階)、北部・西部・南部・河辺・雄和の各市民S C、アルヴェ駅前S C、岩見三内・大正寺の各連絡所
提出期限 6月30日(火)
支給月額
区分▶所得制限以下の受給者の額
0歳～3歳未満▶1万5千円
3歳～小学校修了前▶第1子、第2子は1万円、第3子以降は1万5千円 中学生▶1万円
*所得制限を超えた受給者はいずれも5千円。
*公務員は職場での手続きになります。子育て世帯臨時特例給付金申請書は、5月31日現在で在住まいの市区町村へ提出してください。
●問い合わせ 子ども総務課
☎(866)2072